

What's New

経営サポートナビ

Management
Support
Navigation

今が旬！おすすめの公的制度が早わかり
中小企業経営者のための情報誌

2025.03
VOL.36

TOPICS

融資に強くなる講座

2025年1月導入の富裕層課税と『1億円の壁』問題

事業承継入門講座

事業承継で重要な PMI とは

税制改正コラム

令和7年度税制改正大綱のポイント（中編）

助成金活用ガイド

両立支援等助成金（介護離職防止支援コース 休業取得時分野）



CONTENTS

02

注目の中小企業支援制度
中小企業向けの公的制度をご紹介

03

経営情報ブログ
中小企業は AI 活用で業務効率化！
すぐに使える実践的なテクニックを解説

05

融資に強くなる講座
2025年1月導入の富裕層課税と『1億円の壁』問題

07

事業承継入門講座
事業承継で重要とされる PMI とは

09

税制改正コラム
令和7年度税制改正大綱のポイント（中編）

11

助成金・補助金活用ガイド
両立支援等助成金（介護離職防止支援コース 休業取得時分野）

知っている経営者だけ得をする！？

中小企業向けの支援制度をわかりやすくご紹介！！

2025年に実施予定！中小企業向け

主な補助金9種類のご紹介

2025年は「ものづくり補助金」や「IT導入補助金」の改正、「新事業進出補助金」などの創設、そして「事業再構築補助金」の最終公募などがおこなわれます。魅力的な制度が多いため、積極的に活用を検討したいものです。そこで2025年に実施予定の中小企業向けの主な補助金9種類をまとめて紹介します。

補助金9種類一覧（2025年実施）

補助金名	補助枠	主な補助率	補助上限額
省力化投資補助金	カタログ注文型／一般型	1/2または2/3	1億円
中小企業成長加速化補助金 NEW!	—	1/2	5億円
ものづくり補助金	製品・サービス高付加価値化枠／グローバル枠	1/2または2/3	4,000万円
小規模事業者持続化補助金	一般型／創業型／共同・協業型／ビジネスコミュニティ型	2/3または3/4	300万円
IT導入補助金	通常枠／複数社連携IT導入枠／インボイス枠／セキュリティ対策推進枠	1/2から4/5	450万円
事業承継・M&A補助金	事業承継促進枠／専門家活用枠／PMI推進枠／廃業・再チャレンジ枠	1/3から2/3	2,000万円
新事業進出補助金 NEW!	—	1/2	9,000万円
Go-Tech事業2025	通常枠／出資獲得枠	2/3	3億円
事業再構築補助金13回公募	成長分野進出枠／コロナ回復加速化枠	1/2から3/4	1億円

※補助枠や特例などにより補助率や補助上限額が異なります。詳しくは公募要領をご確認ください。

公的支援策をフル活用するポイント8選！



- ①地方公共団体独自の補助金・助成金もチェックする
専門家や地方公共団体の商工関係部署、商工会議所などで確認
- ②省エネ投資・賃上げは多数の補助金・助成金を確認する
環境省や厚生労働省などの補助金・助成金についても確認
- ③補助金と税制優遇制度の併用を検討する
補助金と併用できる税制優遇制度もあり
- ④制度対象検索ツールで申請漏れを防ぐ
「補助金を検索できるツール」などを活用

- ⑤補助金申請は事前の準備が大切
事前に採択事例の確認や見積書の取得準備、事業計画の検討
- ⑥補助金で採択されるために加点措置を活用する
補助金の審査において点数が加算される「加点措置」の確認
- ⑦補助金受給後の手続きも必要
事業化状況報告の手続きについて確認
- ⑧補助金申請は専門家の活用が効率的
補助金申請に詳しい専門家の活用を検討



補助金申請を自社だけで進めるのは不安と感じる企業様も多くいらっしゃいます。
申請をサポートできる補助金もございますので、補助金の活用も含め
ぜひ当事務所まで一度ご相談ください。



ー 経営情報ブログ ー

中小企業はAI活用で業務効率化！ すぐに使える実践的なテクニックを解説



作成者：株式会社エフアンドエム (<https://www.fmltd.co.jp>)

記事参照：F&M CLUB 公式ホームページ「経営情報ブログ」より

中小企業においてもAIの活用が普及し始めています。ChatGPTなど、文章を生成するAIをはじめ、さまざまな業務で使えるツールとして利用が拡大しています。しかし「どのようにAIを業務に取り入れたらよいのか」模索している企業も多いでしょう。

本記事では、中小企業が生成AIを活用するメリットや、効果的に活用するための基本テクニック、AI活用を浸透させるポイントなどについて解説します。

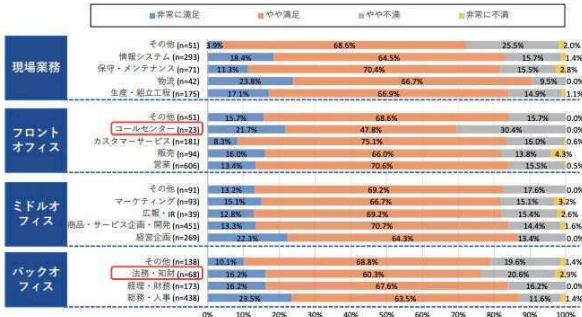
■ 中小企業がAIを活用するメリット

2024年11月に情報通信総合研究所が発表したアンケートによるところ、中小企業のAI導入率は約10%であり、実際にAIを活用している従業員の満足度をみると、多くの部署（業務）において高い満足度となっています。

図表1：企業の生成AI導入・利用率（従業員規模別）



参考図表2：生成AIを利用している従業員の満足度（職種別）



【引用】企業における生成AI活用の格差浮き彫りに | 情報通信総合研究所

中小企業がAIを活用するメリットは、従業員の満足度向上だけではありません。AIを活用するメリットとして、主に以下の項目があげられます。

生産性が向上する

細かな作業、定型的な作業はAIがおこなってくれるため、コストや作業時間を削減できます。

離職の防止につながる

従業員は単純作業の負担が減り、より創造性が求められる業務に集中できるため、業務のマンネリ防止やモチベーション向上につながります。

企業のイメージ向上につながる（採用活動）

AI活用を積極的に取り入れることで、新しいことに取り組む企業としてのイメージがつきやすくなり、「応募者が働きたいと思う職場」としての魅力が向上しやすくなります。

■ AIを活用する4つの基本テクニック

業務で使いやすいAIとして、ChatGPTなど、テキスト生成AIがあげられます。しかし「どのようにAIを業務に取り入れたらよいのか」模索している企業も多いでしょう。

AIによる生成物に不満がある原因として、AIへの指示が不明確であることが多いと言われています。AIから理想的な生成物を得るために主な基本テクニックは次の4つです。

明確に指示する

AIへの指示は明確にすることが大切です。指示内容として次の情報を明確に入力しましょう。

- ・作業の前提
- ・参考や例とする情報
- ・生成条件(文字数、使用する場面など)
- ・出力方法(箇条書き、グラフで表示するなど)

AIが果たす役割の明示

AIにしてほしいことをわかりやすく指示します。

例えば文章を直したい場合は「あなた（AIのこと）はプロの校正者です」と入力するなどAIが果たす役割を明確に指示します。

#（ハッシュタグ）で区切る

プロンプト（AIへの指示文）は内容に応じて#（ハッシュタグ）で区切りましょう。プロンプトを#命令文、#条件、#入力文、#出力文などに分けることで、AIが指示文の内容を区別しやすくなります。

AIから質問させる

AIから作業者へ質問させるテクニックも有効です。

例えば、「より良い回答を提供するために追加で必要な情報があれば私に質問してください。」と入力すると、AIが質問（必要な情報要求）に対し、回答します。「更問い合わせ」により回答を深堀りさせることができます。

■ 中小企業のAI活用プロンプト例

業務でテキスト生成AIを使うときに役立つプロンプトが、インターネット上に多く公開されています。簡単なプロンプトの例を活用シーンごとに紹介します。

中小企業のAI活用プロンプト① 業務の効率化

メールや請求書などの送付状、プレゼン資料の目次作成などに使いやすいプロンプトの例です。

【プロンプト例】

顧客のA社に見積書を送付するときのメール文面を作成してください。

#内容

- ・見積書と関係資料を添付ファイルで送付
- ・見積書の有効期限は○月○日です

#条件

- ・ビジネス文書としてふさわしい文体で作成

中小企業のAI活用プロンプト② 人材採用

求人票など、人材採用における文言の作成に使うプロンプト例です。

【プロンプト例】

新卒採用のために以下の要領で応募要項を作成します。閲覧する今春大学卒業予定の学生が自社に応募したくなるような文章を作成してください。作成するために不足している情報があれば私に質問してください。

#企業概要 #職種概要 #求める人物像 #勤務条件 #応募方法

中小企業のAI活用プロンプト③ 営業ツールの作成

製品やサービスをアピールするための「アピール文」や「キャッチコピー」などに悩むこともあります。AIを活用することで多彩なアピール文やキャッチコピーを簡単に生成できます。

【プロンプト例】

以下の商品をアピールするためのX(旧:Twitter)への投稿文を100文字以内で作成してください。

#商品名 #商品の概要 #商品の特徴 #商品のターゲット

中小企業のAI活用プロンプト④ 経営ヒント

ChatGPTと、対話形式で相談できます。

【プロンプト例】

(作業者)私はXXXX業の経営者です。自社のSWOT分析をおこなうため、対話形式で手伝ってください。

(AI)次の質問にお答えください。

自社の強みは何ですか？

顧客からはどうのような評価を受けていますか？

競合他社と比べて優れている点は何ですか？

これらの質問にお答えいただければ、より適切に回答することができます。

(作業者)当社はXXXXを中心としたXXXXを提供しています。XXXXを使って同業他社よりも低コスト、短納期で生産することが強みです(略)。

(AI)ご回答をもとに次のようにまとめました。

(略)次に自社の弱い点について教えていただけますか？自社が改善すべき点、過去のフレーム例などを教えてください。

中小企業のAI活用プロンプト⑤ ロゴ、画像生成

AIはデザインや画像なども容易に作成できます。画像生成AIにデザインしたい内容を入力し、修正したいときはプロンプトを調整します。

AIによっては日本語よりも英語で入力するほうがより正確に反応することがあります。基本的に簡単な英単語だけでも問題ありません。

【プロンプト例】

(A)を象徴するロゴ、青い背景、四角)

Logo symbolize ((A)), blue background, square

■ 中小企業のAI活用で注意すること4つ

AIは細かな作業や定型的な作業に強みを発揮し、社内の定型業務を大幅に効率化することに貢献します。ただし、AIを活用するときは、注意しなくてはならないこともあります。

個人情報や機密情報は使用しない

個人の氏名や財産、パスワードなどの情報は入力を避けましょう。

AIはインターネット上で情報をやり取りし、サーバーにデータが残るリスクがあります。

オプトアウト(履歴を残さない)機能を有効化するだけではリスクがないとは言い切れないため、機密性が高い情報は入力しないようにします。また社内で情報セキュリティをしっかりと整備しておく必要があります。

商用利用可能か、免責事項の明示は必要か

使用するAIの利用規約を確認しておきましょう。

AIによっては商用に利用できないことがあります。また生成物について、AI使用であることを明示する必要があるなど、利用にあたっての制約や条件も確認しておきましょう。

成果物は必ず確認

AIから出力された生成物は必ず内容を点検し、必要に応じて情報の出典・参考文献を確認しましょう。AIがインターネットから収集した情報が古い、ハルシネーション(嘘)が発生する可能性があるためです。

情報収集目的でAIを活用するときは、AIへ出典的回答を要求する、出典を表示する機能が搭載されているAIを利用することがおすすめです。

他者の著作権に注意

AIで生成したロゴ・デザイン・画像などが、既にほかの人が作成したものに類似する可能性があります。他者がもつ著作権や意匠権、商標権などを侵害しないように注意しましょう。

対策として、プロンプトに既存の作品名や作家名などを入力しない、

生成されたデザインや画像をインターネットで検索して類似物を確認するなどがあげられます。

■ AI活用がすすまない理由と対応のポイント

人手不足に悩む中小企業は、AIの活用により、生産性が向上されると言われていますが、中小企業におけるAI導入率は約10%に留まっています。AI活用がすすんでいない理由や対応ポイントは次のとおりです。

AIの活用がすすまない理由

AIの普及がすすんでいない理由として次の3つがあげられます。

①導入のための初期費用がかかる

②従業員のリスキリング(習熟)時間とコストが必要

③従業員がAI導入に消極的

上記のなかで経営者にとって悩ましい理由が③です。AIを使いたがらない従業員の意見として次の例があげられます。

「デジタルには不慣れなので…」(新しいことを覚えたくない)

「AIを使ったら業務が減ってしまうのではないか」(効率が上がるところ手当が減ってしまう)

「AIは100%信用できないから使いたくない」(責任を取りたくない)

AIの活用は、従業員の定型業務を削減し、やりがいを感じやすい業務に集中しやすくなることなど、「AIにはAIの良さがあり、人には人の良さがある」ことを理解してもらう必要があるといえます。

AIの活用をすすめるためのポイント

AIの活用を自社内に浸透させるためのポイントは次のとおりです。

①経営者が率先して使用する

②AIを導入しないと他社に負ける危機感を醸成する

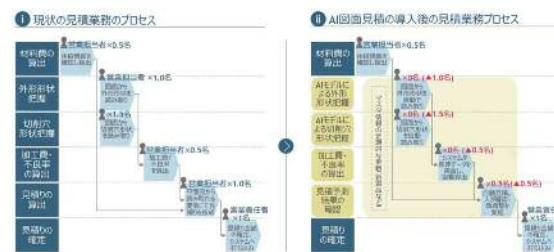
③AIについて得意なリーダーを育てる(教育環境の整備)

④生産性を向上させた後の姿(新製品開発や新分野進出など)をイメージさせる

⑤業績改善により、従業員へ還元(賃上げ)できることを説明する

上記②の例として、AIを活用した「見積り書の作成時間の短縮」があげられます。見積り書の作成スピードは、商談成果やコスト削減に結びつくことが多いため、営業担当者や設計担当者が関心をもちやすいテーマです。下記は製造業におけるAI自動見積り書作成の「業務フロー改善例」です。

AI面見積の業務の組み込みの事前シミュレーションの例



【引用】AI導入ガイドブック 製造業への加工面積のAI自動見積の導入 | 経済産業省

■ まとめ

AIの活用は業務効率化に効果的ですが、社内の情報セキュリティ対策や従業員へのリスキリングに時間がかかるなどの課題もあります。

また、忙しい経営者がすべてを主導しようとすると負担が重いため、

まずは自社が取り組みやすい生産性向上に向けた取り組みから着手することがおすすめです。

F&M Club は、株式会社エフアンドエムが中堅・中小企業様向けに提供しているバックオフィスコンサルティングサービスです。財務、労務管理、人材採用・育成にいたるまで、経営のお悩みを解決へと導く豊富なコンテンツをご用意しています。

■ その他の「経営情報ブログ」を閲覧する
<https://www.fmclub.jp/blog>

■ F&M CLUBについて知る
<https://www.fmclub.jp/>

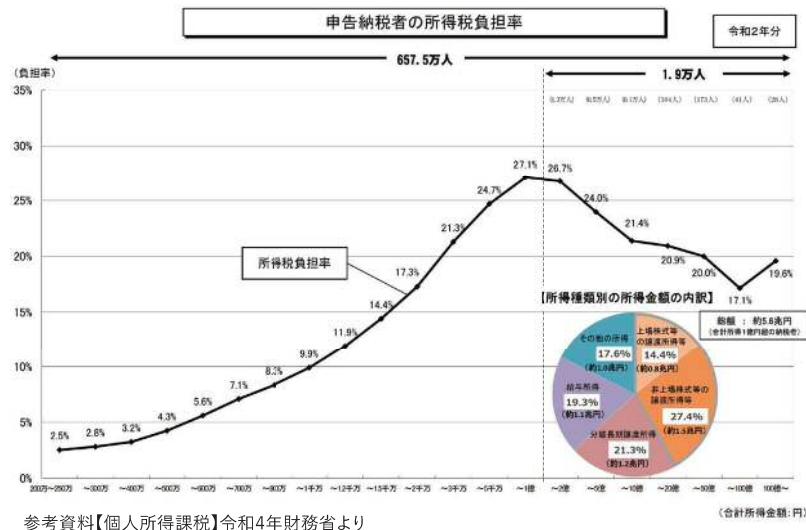


融資に強くなる講座

2025年1月導入の富裕層課税と『1億円の壁』問題

2025年1月から超富裕層課税と言われる、高所得者層向けの金融所得課税が導入されました。導入した主な理由は、「1億円の壁問題」と言われる所得格差の是正と財政再建のための増税とのことです。

「1億円の壁問題」とは、個人の所得税は累進課税のため所得が上がるほど増額される税金が、一定の所得額を超えたところから減少する傾向があることから生まれた言葉です。2022(令和4)年10月に財務省が発表した「申告納税者の所得税負担率」のデータによると、所得が1億円を超えるあたりを境に所得税負担率が低下しています。



参考資料【個人所得課税】令和4年財務省より

なぜ、そのような所得税の負担率低下が生じるかと言うと、給与所得や個人の事業所得の場合は、累進課税で所得が多いほど税率も高くなります。ところが、金融所得課税は所得額に関係なく所得にかかる税率が約20%と一律となっています。富裕層と呼ばれる所得が1億円以上の人たちは給与所得よりも資産運用や株式の譲渡益などの金融所得の割合が多いので、結果として所得税負担率が低下している。富裕層であればあるほど所得税が抑えられているので、金融所得の多い富裕層に有利な税制のままであると、経済的な格差の拡大につながりかねないため、問題視されてきました。

■超富裕層向けの金融所得課税の改正

この税制改正は右図のように、令和7年分以降の②の合計所得金額が3億3,000万円を超える場合、その超過部分の金額の22.5%に相当する金額から①の通常の所得税額を控除した金額に相当する所得税を追加納税する必要があるというものです。

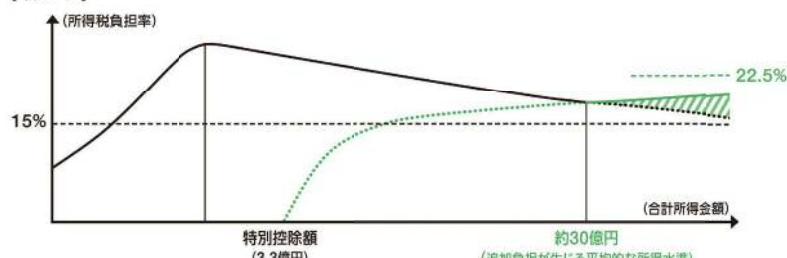
ここでいう①の通常の所得税額とは税制改正前(令和6年度の税率)の約20%の税率で計算した税額を指します。

【措置の内容】

① 通常の所得税額
②(合計所得金額※ - 特別控除額(3.3億円))×22.5% } → ②が①を上回る場合に限り、差額分を申告納税

※株式の譲渡所得のみならず、土地建物の譲渡所得や給与・事業所得、その他の各種所得を合算した金額。
※スタートアップ再投資やNISA関連の非課税所得は対象外であるほか、政策的な観点から設けられている特別控除後の金額。

【イメージ】



財務省ホームページ資料より

■対象と増額について

この措置の対象となる納税者は、1億円の壁というものの、所得が1億円を超えたからすぐに増税となるわけではありません。

それではいくつかの例をあげてみましょう。

- ある資産家が令和7年に上場株式を大量に保有している年間5億円の譲渡益を得た場合は次のような計算となります。(上場株式の譲渡益だと、国税は15.315%の税率が源泉徴収されており、改めての確定申告は不要とされています。別で地方税が更に5%かかるので、実際には、合計で20.315%の税率となります。今回の税制改正は所得税の改正なので、所得税の15%を前提に計算しています)

■年間5億円の譲渡益の場合

①令和6年分までの税率で計算

$$5\text{億円} \times 15\% = 7,500\text{万円}$$

②令和7年分の計算

$$(5\text{億円}-3\text{億}3000\text{万円}) \times 22.5\% = 3,825\text{万円}$$

この場合は②<①となるので対象外となります。

- では次に年間10億円の譲渡益を得た場合はどうでしょうか?

①令和6年分までの税率で計算

$$10\text{億円} \times 15\% = 1\text{億}5,000\text{万円}$$

②令和7年分の計算

$$(10\text{億円}-3\text{億}3000\text{万円}) \times 22.5\% = 1\text{億}5,075\text{万円}$$

この場合は①<②差額の75万円が追加で納税が必要となります。

10億円で75万なら少なく感じるかもしれません。

- ちなみに20億円で計算すると下記のようになります。

①令和6年分までの税率で計算

$$20\text{億円} \times 15\% = 3\text{億円}$$

②令和7年分の計算

$$(20\text{億円}-3\text{億}3000\text{万円}) \times 22.5\% = 3\text{億}7,575\text{万円}$$

となり所得が20億円の場合は、7,575万円の増税となります。

これらの計算式から見ると、数十億の金融資産を保有するまさに大富豪の話かと思いがちですが、上場会社の株式を上場し売却する場合だけでなく、M&Aなどでの自社株式の譲渡など多額の株式譲渡益が発生する場合も少なくありません。また個人で不動産の売買益を多額に得た場合など、これまで低率の税率で済んでいた、申告不要制度や分離課税制度の恩恵を受けていた高所得層が対象となるケースが想定されており、全国で対象者は数百人程度ともいわれています。一方で、金融所得や不動産所得を有しない、又は多額でない一般的な納税者は同措置の対象外と言えます。

■日本の税制は3重課税?

実は、私はこの対象になる富裕層を数名知っています。彼らは会社を創業し、数十年かけて成長させてきた企業のオーナー経営者です。自社の株式価値が高額となり、相続税負担の大きさから令和7年度内にM&Aで会社の株式を譲渡することになっています。金額もかなり大きいM&Aとなるので、追加の納税も大きくなりそうです。

そのオーナー経営者に「残念ながら、今年度から税制改正があり、どうやら対象となる」と告げると「これまで会社はたくさん利益を出して、法人税…Ⅰを払ってきて、納税後の利益の蓄積である自社株の価値が高いとさらに累進的に所得税…Ⅱが課税され、さらにその所得税の納税後は財産に対して相続税…Ⅲが待っている

Ⅰの法人税=35%として、自分のケースではⅡの所得税25%くらい、そしてⅢは55%と…あれ、マイナスになっちゃうよ(笑)」と話をされていました。

確かに、我が国では少数のケースではあるのでしょうかが、富裕層もいつまでも富裕層ではいられない、そんなちょっと寂しい世の中だなと感じてしまいますが。

経営革新等支援機関推進協議会

エグゼクティブプロデューサー小寺弘泰氏

1967年岐阜県大垣市出身。関西大学卒業後、銀行員として10年間金融の実務を経験。

現（株）プロシード代表取締役。企業財務コンサルタントとして創業以来500件を超える企業財務のさまざまな課題解決プロジェクトに参画。中小企業金融のスペシャリストとして講演を行うほか、経営革新等支援機関推進協議会のエグゼクティブプロデューサーもある。



PMIとは

PMIとは(Post Merger Integration)の略で、M&A(企業の合併・買収)が成立した後、統合による効果の最大化を目的として行われる一連のプロセスを意味する用語です。

M&Aは単に実施すれば効果が期待できるわけではありません。譲受側と譲渡側が一体となって成長していくためには、経営や業務等の面で一定程度のすり合わせやルール決めが必要になります。特に中小企業のM&Aでは、双方の経営統合、意識統合(信頼関係の構築)、業務統合の必要性が高い一方で、そのハードルも大きいと言われています。



中小企業庁ホームページ「中小PMIガイドライン詳細版」より

●なぜPMIが重要とされるのか?

それは、PMIの成否が、M&Aの成功・失敗を左右する大きな要因となっているとされるからです。三菱UFJリサーチ＆コンサルティング(株)「成長に向けた企業間連携等に関する調査」(2017年11月)によればM&A実施後の総合的な満足度について「期待を下回っている」と回答した企業は、24%あり、その理由として「相乗効果が出なかった」、「相手先の経営・組織体制が脆弱だった」、「相手先の従業員に不満があった」等をあげています。これらはM&A後の統合作業にも関わるものであるため、PMIの取組が、M&Aそのものを「成功」とし得るかどうかに大きく影響するとされるわけです。



●中小企業のM&AにおけるPMIの特徴

とりわけ、中小企業のM&Aにおいては、よりPMIが重要とされています。その理由は、中小企業のM&Aの特徴にあります。

▷ 中小企業のM&Aの特徴

中小企業のM&Aは、大企業のM&Aとは異なり、特有の課題や成功要因があります。主な特徴として以下が挙げられます。

①経営者依存度が高い

- 創業者やオーナー経営者の影響が強く、交代による混乱が発生しやすい。
- 譲渡後も従業員の帰属意識が先代経営者に残るケースが多い。
- M&Aによる経営者交代や社名変更が取引関係に影響を与えやすい。

②人材の流出リスクが高い

- M&A後の環境変化に対するストレス、不安から、キーパーソンが退職する可能性がある。

③組織体制が未整備なケースが多い

- 明文化された業務プロセスやルールが少なく、個々の従業員に依存する業務が多い。

④業務プロセス・ITシステムの標準化が課題

- 手作業やアナログの業務フローが多くIT化・システム化、また、その統合が困難。

●具体的なPMI作業とは？

こうした中小企業のM&Aの特徴に対して、PMIではどのように対応していくのか、具体的な事例をいくつか挙げてみます。

▶ 課題

①経営者依存度が高い…に対して

- 段階的な引き継ぎ（会長職で数年残留）や、元経営者のアドバイザー契約を活用し、円滑な経営移行を実現する。企业文化や経営スタイルの違いが直接的に業務に影響しやすいので、買収側と売却側の相互理解を深めるため、従業員との対話を増やす。

②人材の流出リスクが高い…に対して

中小企業では、少数のキーパーソンに業務が依存していることが多いので、統合の進め方次第で幹部や重要人材の離脱が発生しやすい。そのため主要人材との早期の個別面談やインセンティブ設計をする、また、組織文化を尊重した柔軟な経営改革を重視する。

③組織体制が未整備なケースが多い…に対して

- 業務プロセスを明確にし、フローチャートや業務マニュアルを作成する。
- 誰が、どの業務を担当しているかを明確にし、属人化を防ぐためルールや規程を作成し、組織全体で共有する。
- OJT（On the Job Training）と相互での研修の実施

④業務プロセス・ITシステムの標準化が課題に対して

- システム統合の前に、業務フローの現状分析を徹底、必要性に応じて段階的なシステム統合を進める。

⑤その他、これらの個別の課題に対してだけでなく、PMI業務全体を通じて

- 外部専門家の活用、PMI 経験のあるコンサルタントや金融機関（地域銀行・信用金庫）を活用することで、スムーズな統合を進める。
- 文化・業務プロセスの違いを考慮し、一気に統合せず段階的に実施。

●中小企業のM&AにおけるPMIを促進する補助金が新設

中小企業の事業承継やM&Aを支援する国の補助制度に「事業承継・M&A補助金」があります。この補助金に

2025年度から新たにM&A後の経営統合(PMI)に係る費用(専門家費用、設備投資等)を補助する「PMI推進枠」が設けられます。補助上限額も最大2000万円と大幅に増加しています。「PMI推進枠」は、M&A後の経営統合PMIに必要な費用を支援する補助金で、PMI支援の外部コンサルタントの費用や、システム統合にかかるシステム構築費用などが対象となるとされています。

(補助の対象となるのは、補助事業期間中に経営資源を譲り渡す、または譲り受けける事業者で、設備費、外注費、委託費等が対象経費です。)



中小企業庁ホームページより

「PMI専門家活用類型」と「事業統合投資類型」があります。

PMI 専門家活動類型

補助上限額
150万円
補助率 1/2

事業統合投資類型

補助上限額
800万～1000万円
※一定の貸上げを実施する場合、
補助上限を1000万円に引き上げ
補助率は1/2で、小規模事業者に
該当する場合は2/3になります。

●まとめ

中小企業のM&AにおけるPMIは、体制や文化の異なる事業者が業務統合するには相当の難しさがある点を踏まえると外部の支援者の活用やシステムによる業務統合と合理化が有効であると言えます。そのため国としても中小企業PMIガイドラインを策定したり、上記の補助制度を設けたりと支援体制を強化しています。こうした制度を上手く活用できるように、公募時期のスケジュールなどしっかり確認していきましょう。

経営革新等支援機関推進協議会

エグゼクティブプロデューサー 小寺 弘泰 氏

1967年岐阜県大垣市出身。関西大学卒業後、銀行員として10年間金融の実務を経験。現(株)プロシード代表取締役。企業財務コンサルタントとして創業以来500件を超える企業財務のさまざまな課題解決プロジェクトに参画。中小企業金融のスペシャリストとして講演を行うほか、経営革新等支援機関推進協議会のエグゼクティブプロデューサーでもある。





税制改正コラム

令和7年度 税制改正大綱のポイント(中編)



令和6年12月20日に与党から「令和7年度税制改正大綱」が公表され、現在、法律案が国会で審議されています。例年と異なり、いわゆる「103万円の壁」に関する所得税の改正項目が修正となる可能性があることから、次回の後編でご紹介します。

今回は「中編」として、それ以外の所得税や資産税の改正項目について、企業経営者に関係があるものをお届けします。本稿は大綱や各省庁の説明資料に基づいて作成していますが、今後の情報にもご留意ください。

【前編】防衛特別法人税、法人税の軽減税率、設備投資減税、企業版ふるさと納税
【中編】資産税(固定資産税特例、事業承継税制)、所得税(退職所得控除など)
【後編】所得税(基礎控除・給与所得控除、扶養控除など)

1.先端設備導入による固定資産税特例の見直し【資産税】

生産性の向上や賃上げの促進を図ることを目的とした固定資産税の特例措置の適用期限が2年延長されます。ただし、賃上げを後押しするため、投資計画中に「1.5%以上」の賃上げ表明に関する記載が要件となります。

投資計画は「認定経営革新等支援機関」の確認も必要となるので、設備投資をする際には、専門家と連携しながらすすめていきたいところです。

【図表】固定資産税特例の改正案

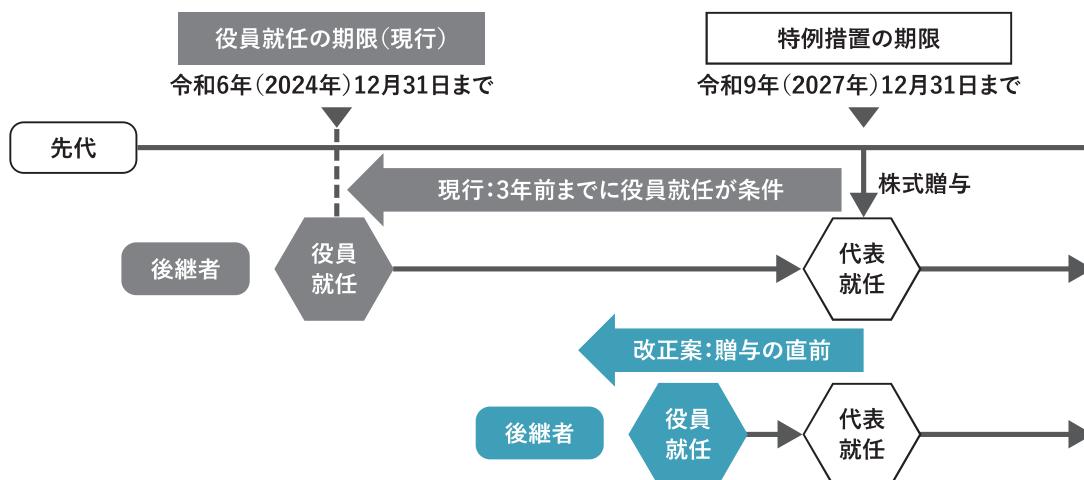
区分		現行	改正案
取得時期		令和7年3月31日まで	令和9年3月31日まで
適用要件		年平均の投資利益率が5%以上の投資計画に記載された設備	
対象設備		機械装置、測定工具・検査工具、器具備品、建物附属設備	
課税標準	3%以上賃上げ表明	4年間または5年間:価格×1/4に	5年間:価格×1/4に
	1.5%以上賃上げ表明	3年間:価格×1/2に	3年間:価格×1/2に
	上記以外	3年間:価格×1/2に	(対象外)

2.事業承継税制の役員就任要件の緩和【資産税】

適用期限(令和9年12月31日)到来までの間、最大限、活用できるよう事業承継税制の特例措置(贈与税)の「役員就任要件」が見直され、「贈与の直前」において(現行:贈与の日まで引き続き3年以上)役員であることに緩和されます。

ただし、大綱では今回も「極めて異例の時限措置であり、適用期限は今後とも延長しない」と明記され、令和9年末のタイムリミットまで残り3年弱となっています。

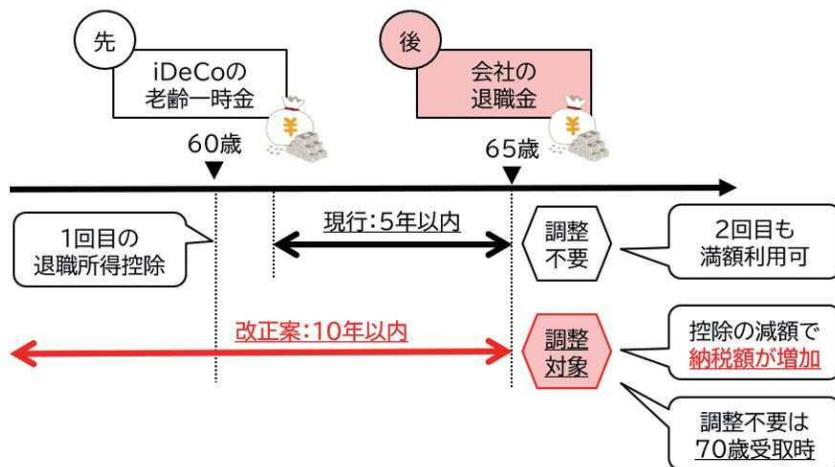
【図表】役員就任要件の改正イメージ



3.退職所得控除の調整規定の対象拡大【所得税】

一定の調整期間内に「複数の退職金」をもらう場合、退職所得控除が減額され、税負担が増えます。改正により、令和8年以降、先に「確定拠出年金(企業版DCやiDeCo)の老齢一時金」を受け取り、後で「退職手当等(例:会社の退職金)」を受け取る場合の調整期間が支払いを受けた年以前10年内(現行:5年内)に拡大されます。複数の退職金をもらう予定の方は、この機会に顧問税理士と受け取り方やタイミングを再度検討したいところです。

【図表】退職所得控除の調整規定の改正イメージ



また、この改正と合わせて「退職所得の源泉徴収票」の税務署への提出が令和8年から一律義務化(現行:役員のみ提出)されます。従業員の分も提出が必要となるため、退職者がいる場合には注意しましょう。

4.確定拠出年金制度(iDeCoや企業型DC)の拡充【所得税】

賃金上昇率を勘案し、国民年金の第1号被保険者(例:自営業者)と第2号被保険者(例:会社員・公務員)の掛金上限が7,000円引き上げられます。また、勤務先の企業年金の有無による掛け金上限の差異を解消するため、第2号被保険者の掛け金上限が統一されます。

結果、第1号被保険者は「月7.5万円」、第2号被保険者は「月6.2万円」となります。特に会社に企業年金がない会社員(役員を含む。)のiDeCoの掛け金上限は月2.3万円から月6.2万円に大幅にアップします。

掛け金拠出時は掛け金の全額が「小規模企業共済等掛け金控除」の対象のため、所得が高い方ほど節税になります。ただし、「老齢一時金」で受け取る場合には、上記3のように他の退職手当等を受け取るタイミングによっては退職所得控除が減額され、税負担が増えるため注意が必要です。

【図表】年金制度の全体像(改正案)

iDeCoと 国民年金基金 計7.5万円 (年90万円)	iDeCoと 企業年金 計6.2万円 (年74.4万円)	
厚生年金保険 (報酬比例)	iDeCo 2.3万円 (年27.6万円)	
国民年金(基礎年金)		
第1号被保険者 自営業者など	第2号被保険者 会社員・公務員	第3号被保険者 第2号に扶養 される配偶者

5.その他の改正事項【所得税・資産税】

- 子育て世帯の遺族保障への備えを強化するため、令和8年分の所得税に限り、23歳未満の扶養親族がいる場合の「一般生命保険料控除」の限度額が「6万円」に2万円引き上げられます。
- 住宅ローン控除について、子育て世帯・若い夫婦世帯に対する借入限度額の上限(最大5,000万円)が「令和7年入居分」まで延長されます。あわせて、新築住宅の床面積要件の緩和(40m²以上)も「令和7年12月31日以前に建築確認を受けた家屋」に延長されます。
- 居住環境の改善の観点から、子育てに対応した住宅へのリフォーム減税(最大控除額25万円)が「令和7年分」も対象になります。
- 結婚・子育て資金一括贈与非課税制度(非課税限度額1,000万円)が2年延長されます。

助成金 活用ガイド

両立支援等助成金 (介護離職防止支援コース 休業取得時分野)

「両立支援等助成金」とは、働きながら子育てや介護を行う労働者が仕事を続けられるように、職場の環境を整える事業主に対して支給される助成金です。これにより、仕事と家庭の両立を支援し、労働者の安定した雇用を促進します。

今回は、両立支援等助成金の中から介護離職防止支援コース（休業取得時）について記載をしていきたいと思います。

■ 概要

「介護支援プラン※」を作成し、プランに沿って労働者の円滑な介護休業の取得・職場復帰に取り組み、介護休業を取得した労働者が生じた、または介護のための柔軟な就労形態の制度（介護両立支援制度）の利用者が生じた中小企業事業主に支給します。

※介護支援プラン・・・労働者の介護休業取得・職場復帰を円滑にするため、労働者ごとに事業主が作成する実施計画。介護休業取得者の業務の整理や引き継ぎの実施方法などを盛り込む事を言います。



■ 条件

助成対象となる条件には、以下の7つがあります。

介護支援プランにより労働者の介護休業の取得・職場復帰を支援するという方針を周知している

介護休業取得予定者と面談等を行い、「面談シート兼介護支援プラン」に記録した上で、介護支援プランを作成する

介護支援プランに基づき、業務の引き継ぎを実施している

対象労働者が合計5日以上の介護休業を取得した

※育児・介護休業法にて対象家族1人に月3回まで、かつ休業は連続してひとまとめの期間休業である定めがあります。

※5日間とは、所定労働日に対する休業日数を言います。所定労働日以外（例えば土日が休日）であればカウントが出来ません。

介護休業制度及び所定労働時間の短縮等の措置を労働協約又は就業規則にて定めている

※就業規則＝育児・介護休業規程と解釈して構いません。

※介護休業開始前に実施している必要があります。

対象の労働者が介護休業の開始日から支給申請日までの間に雇用保険被保険者として継続雇用している

対象労働者を育児休業の開始日において、雇用保険被保険者として雇用している

※雇用保険加入者が1人もいない場合は、不支給として扱います。

■ 助成額

両立支援等助成金（介護離職防止支援コース 休業取得時分野）は、条件を満たすと支給申請ができます。
その支給については、下記のとおりです。

支給額：30万円 個別周知・環境整備加算：15万

※1年度5人までです。

※同一労働者についての同一の介護両立支援制度にかかる支給は、1回限り、異なる介護両立支援制度を利用した場合も支給は2回までです。

■ 支給までの流れ

支給までの流れになります。申請期限など細かいところは労働局で確認してください。



申請期限は、対象となる介護休業取得日数が合計 5 日（所定労働日に対する休業日数）を経過する日の翌日から 2 ヶ月以内です。

■ 必要書類

1. 支給申請書
 2. 支給要件確認申立書
 3. 面談シート兼介護支援プラン
 4. 介護支援プランにより、労働者の介護休業等取得・職場復帰を支援する方針を予め周知したこと及びその日付が確認できる書類
※社内報、インターネットの掲示板等の画面を印刷した書類（就業規則の代用可）
 5. 労働協約または就業規則、関連する労使協定
 6. 対象労働者の雇用契約書、労働条件通知書
 7. 対象労働者の介護休業申出書
 8. 対象労働者の出勤簿またはタイムカードと賃金台帳
 9. 就業規則または労働条件通知書及び企業カレンダー
 10. 介護保険被保険者証、医師等が交付する証明書類
 11. 支払方法・受取人住所届け及び支払口座が確認できる通帳等の写し
- ※こちらは主なものを挙げております。詳細については、労働局企画課へお尋ねください。



12

助成金活用ガイド

両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）

休業取得時分野

ワンポイントアドバイス①

介護休業は日本でまだあまり増えていない傾向にありますが、労働者が雇用保険に加入している場合、介護休業給付金を受給することができます。また、会社は両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）を活用できます。

助成金の申請には介護保険被保険者証や医師等が交付する証明書類が必要です。以前は事業主の証明だけで審査が通ることもありましたが、令和 6 年度からは正式な証明書類が必要になりました。これにより、労働局からの調査が厳しくなっています。健康経営を目的に助成金を活用することを提案する会社が増えており、その中で介護分野の助成金がよく取り上げられています。しかし、実際に介護休業を活用している会社はまだ少ないです。日本の高齢化率が約 3 割に達している現状を考えると、介護休業制度の利用と助成金の活用は今後ますます重要になるでしょう。

このように、介護休業と助成金の制度をしっかりと理解し、適切に活用することで、労働者が安心して介護に専念できる環境を整えることが求められています。

ワンポイントアドバイス②

育児と介護に共通する言葉として「休業」と「休暇」があります。この二つの言葉について、皆さんはどういうイメージを持っていますか？助成金や給付金の観点から見ると、次のように理解するとわかりやすいです。

休業：長期の休み（例：産前産後休業や育児休業） 休暇：短期の休み（例：数日間の休暇）

このように考えると、制度の違いはあっても、「休業」と「休暇」の概念が共通していることが理解しやすくなります。

日本の労働人口が減少する中で、介護休業を活用することは人材の流出を防ぐための重要な手段となります。そのためには、法改正に基づいて育児・介護休業規程を改定し、会社の体制を整えることが必要です。これにより、助成金を受給できる可能性も高まります。

今の時代は、男女を問わず介護休業を取れる時代です。また、令和 7 年 4 月と 10 月には育児・介護休業法の改正が予定されています。この改正により、取得できる休暇の対象者が増え、請求対象の範囲や取得事由の拡大、名称の変更などが行われます。これに対応することで、助成金を受給するチャンスが広がります。

今一度、法改正に向けて準備を進め、企業としての体制を整えていきましょう。

■ 助成金に関するコラム

皆さまは、人材開発支援助成金の支給決定を受けた書類に会計検査院のチェックが入ったことをご存じでしょうか。企業や研修会社、そして私のような社会保険労務士において、紹介料やキックバックが完全に禁止されました。これは、助成金の審査において、会社の口座の動きが確認されているということを意味します。

私は研修会社の方とお話しする機会が多く、たびたびお問い合わせをいただきます。研修会社の皆さまが抱えるお悩みとして、国の制限を受けてそのまま研修事業をやめるのか、それとも事業を継続するのかという選択に迫られている状況があります。そもそも、制限がかかる前に研修を実施していた目的は何だったのか、今一度立ち返っていただきたいと思います。従業員に対する研修は、限られた人員の中で能力を開発するために重要なものです。

ある研修会社では、キックバックの横行が表面化し、その結果として国や研修を受けた企業に対し、助成金の返還が求められる事態となっています。

経営者の皆さまにおかれましては、経営面・資金面・従業員の視点という三つの観点から多角的に考察し、会社にとって必要な研修を選択していただくことが重要です。それは、まさに選択の問題とも言えるかもしれません。



監修：
勝野社会保険労務士事務所
所長 勝野 高儀 氏



補助金申請、資金調達、事業承継・M & A、事業計画策定

会計事務所で解決できます。まずはお気軽にご相談ください。

会計事務所が提供するサービスは税務会計だけではありません。

2024年6月現在、全国で26,000件以上の会計事務所が「認定支援機関」として各地域の経済産業局より認定されており、積極的に中小企業の経営を支援しています。

経営に関する困りごとがあれば、まずは顧問の会計事務所へ相談してみましょう。

主な支援内容

経営革新等支援機関がサポートします



補助金申請支援

国が公募する補助金の中には、経営革新等支援機関の支援がなければ補助金申請ができないものがあります。例えば、「事業承継・引継ぎ補助金」は、経営革新等支援機関の確認書がなければ補助金申請することができません。

「設備投資」を後押しできます



資金調達に関する支援

経営革新等支援機関の指導・助言を受けながら事業計画や経営計画を作成することで、低利融資を受けられる可能性があります。例えば、日本政策金融公庫では特別利率(低利率)で貸付をおこなう「中小企業経営力強化資金」などの制度があります。また、認定支援機関の支援を受けながら経営改善に取り組む場合に、信用保証協会が保証料を減免する制度「経営力強化保証制度」などもあります。

「低利融資」が受けられます

※融資を確約するものではありません



「経営力向上計画」 策定支援

中小企業・小規模事業者等は、業種の特性を踏まえつつ、顧客データの分析を通じた商品・サービスの見直し、ITを活用した財務管理の高度化、人材育成、設備投資等により経営力を向上して実施する事業計画(「経営力向上計画」)について、国の認定を得ることができます。

「優遇税制」が活用できます



「経営改善計画」 策定支援・モニタリング支援

金融機関からの融資を受ける際や、借入金の返済条件変更(リスケ)を金融機関に申し出る際には「経営改善計画書」の提出が必要になることがあります。経営革新等支援機関では計画書の作成支援から、作成後のモニタリングまで支援することができます。

「事業の立て直し」に向けた
計画策定に補助金ができます

中小企業の持続的な経営を財務からサポート



資金繰り

決算分析

中期計画

金融機関目線での**財務格付け**の判定

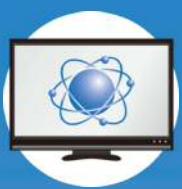
金融機関が求める事業計画書を作成

返済金額の最適化に向けたシミュレーションに対応



特徴① 23の会計ソフトに対応

主要な会計ソフトに対応しています。



特徴② データ処理速度が速い

会計ソフトのデータ取り込み速度は、1秒で対応しています。

※安定した回線速度の場合



特徴③ 協議会会員へ無料提供

経営革新等支援機関推進協議会の会員である会計事務所は

F+prus を無料で利用できます。

F+prus（エフプラス）は、経営革新等支援機関推進協議会が会計事務所向けに提供しているシステムです。

本システムを導入している会計事務所では、資金繰り・決算分析・中期計画など 財務に関するスムーズな支援が可能です。